

静岡労働局発表
公表日 令和3年7月6日

[担当]
静岡労働局 雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 石山玲子
雇用環境改善・均等推進監理官 内藤匡樹
電話 054-252-5310

令和3年7月1日からの大雨による災害に伴う 雇用・労働関係の特例措置について

静岡労働局（局長 石丸哲治）は、今般、熱海市に、大雨による災害に係る災害救助法が適用されたことにより、災害に被災した事業主・労働者からの各種手続等に関する特例措置等を実施します。

また、今般の大雨の影響による雇用・労働相談については、県内の総合労働相談コーナーにてお受けします。

< 雇用・労働関係の特例措置等 >

○ 雇用保険失業等給付の特例措置

被災した事業所が災害により休止・廃止したため、一時的に離職することとなった方について、一定の要件に該当するときは、基本手当を受給できます。

○ 労働保険料の納付猶予

被災した事業所については、一定の要件に該当するときは、労働保険料の納付の猶予が認められます。

○ 賃金が支払われない、労災保険の請求にあたって事業主や医療機関の証明が得られないなど、雇用・労働関係の支援情報は別紙をご覧ください。